

2(2)①	<p>ガイドラインの内容は、 ・都道府県間で統一した取扱いが確保されるよう、 ・既存源泉の権利保護が過剰にならないよう、 ・近隣源泉所有者の同意書を得る手法に代わることができる よう、 許可基準の判断条件(特別な区域の指定要件、距離規制の設定手法 等)、影響調査の方法(実施要件、具体的な調査の範囲・手法、結果の考 慮方法)等について具体的に明確に示すものとすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、ガイドラインの内容は、できる限り具体的・明確なものとしていた ています。</p>	10
2(2)①	<p>新規開発者だけでなく、既存源泉所有者にも同等の重さで温泉資源保護 の取組を行う義務がある。このことを報告書に記述するとともに、ガイドラ インの内容に反映させ、総合的な温泉資源保護対策を充実させるべきで ある。</p>	<p>既存源泉所有者にも、動力許可の際の影響調査への協力、所有する源泉の水位等の データの測定といった役割があること、また、採取制限命令等の適用を受ける場合が あることが記述されています。</p>	1
2(2)①	<p>ガイドラインで定めるとしている内容について、法的拘束が必要な事項と 事業者の任意の協力による事項に分け、法的拘束が必要な事項について は、法改正を求め記述とすべきである。</p>	<p>ガイドラインには、これらの既存源泉所有者の役割も踏まえて作成する予定です。 ガイドラインでは、法的拘束力を持たせる事項と、任意の協力による事項は、書き分け する予定です。 なお、法改正をしなくても、許可基準や許可に付する条件とすることで、法的拘束力を 持たせることは可能です。</p>	1
2(2)①	<p>ガイドラインには、以下の事項を盛り込むべきである。 ・限界揚湯量と適正揚湯量の届出の義務付け ・流量計の設置、源泉利用量の報告の義務付け ・水位計の設置、水位の報告の義務付け ・各都道府県における、地域での揚湯実態の把握、必要な場合に温泉利 用を抑制できる体制の整備</p>	<p>ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たった参考といたします。</p>	1
2(2)①	<p>ガイドラインは、入浴以外の用途のみならず、地下水井戸掘削等の温 泉に影響を与える行為や、発電・農業等他用途の温泉利用にも適用さ れる包括的なものとすべきである。</p>	<p>掘削等の許可は、入浴以外の用途、すなわち、工業用等に利用する場合にも必要で あり、ガイドラインの対象にもなります。</p>	3
2(2)①	<p>都道府県は温泉資源保護のため必要があると認める場合は、条例で地下 水規制をすることができると法改正を行う旨を盛り込むべきである。</p>	<p>一方、地下水利用に伴う温泉資源への影響については、現時点では科学的知見は少 なく、ガイドラインで何らかを定めることは困難とされています。</p>	1
2(2)①	<p>地方公共団体には温泉・地下水の専門家は少ない。科学的知見の収集や ガイドラインの作成は、温泉学会等の関連学会、温泉協会等の専門家に 依頼する必要がある。</p>	<p>地下水利用に伴う温泉資源への影響については、現時点では科学的知見が少なく、そ のような改正は必要ないと考えています。なお、現在でも、条例で地下水についての規 制を行うことは可能です。</p>	1
2(2)①	<p>温泉資源の保護対策は、保健所ではなく、都道府県の温泉担当課が中心 図るべきである。</p>	<p>ガイドラインの作成に当たっては、関係都道府県のほか、温泉、地質、水文等の専門 家の協力を仰ぐことを予定しています。</p>	2
2(2)①	<p>温泉資源の保護対策は、保健所ではなく、都道府県の温泉担当課が中心 図るべきである。</p>	<p>今後の温泉行政を進める上での参考といたします。</p>	1
2(2)①	<p>温泉資源の保護対策は、保健所ではなく、都道府県の温泉担当課が中心 図るべきである。</p>	<p>温泉資源保護対策については、保健所が掘削許可等の申請窓口となっている場合も ありますが、掘削許可等の判断は都道府県の担当課が行っています。</p>	1
2(2)①	<p>許可の際の加温・保温による熱エネルギー消費計画のチェック、揚湯量と 加温エネルギーのモニタリングにより、温泉利用に伴うエネルギー消費を 抑制させるべきである。</p>	<p>エネルギー利用に関する規制は、エネルギー政策・地球温暖化対策の一環として必要 に応じ行われるものと考えますが、温泉行政の立場からエネルギー消費の抑制にど のような貢献ができるか検討していきます。</p>	1

2(2)①a	<p>「基本的考え方」について、以下のように修正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温泉資源枯渇の未然防止 ・全ての源泉に対し水位・温度、匂い等の記録・報告義務を徹底させるとともに、新規の温泉の掘削、採取量等の制限を行う必要がある。 ○科学的判断に基づく保護対策 ・地質学的調査は、各地ごとの個別事例にしかならず、また、調査費用が膨大で期間も要するため、現実的には、水位・温度・臭い等の記録・調査をもって判断するのが妥当である。 	<p>ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。</p>	1
2(2)①a	<p>「○科学的判断に基づく保護対策」に「因果関係についての科学的判断が、その確定以前における温泉保護のための予防的措置を妨げるものではない。」を加えるべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、「温泉資源枯渇の未然防止」の部分に既に盛り込まれていると考えています。</p>	1
2(2)①a	<p>「基本的考え方」に以下を追加すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共性の確保 ・営利のみを追求するような特定の利用目的や特定者の利用を可能な限り制限すること 	<p>温泉の利用の制限は、利用目的の公共性の観点からではなく、温泉資源への影響の観点から行われるべきものと考えています。</p>	1
2(2)①b	<p>「特別な区域」「既存源泉からの距離による規制」を優先し、必要があれば、都道府県が近隣源泉所有者から意見書を求める仕組みとすべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。</p>	1
2(2)①b	<p>規制の距離、既存源泉への影響の判断に当たっては、専門家の助言や判断を求めることが必要である。</p>	<p>個別の許可の判断に当たっては、温泉法に基づき、専門家からなる審議会の意見を聴くことが必要です。また、事前に規制の距離を設定する際にも、審議会の意見を聴くことが適当と考えています。</p>	1
2(2)①b	<p>地下水脈は非常に複雑であり、一概に距離だけにより規制することは困難である。個別の影響調査の結果をもって判断することが妥当である。</p>	<p>ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。</p>	2
2(2)①b	<p>同一地域であっても、独立した複数の水系の温泉がある場合があるため、「地域」とあるのは「(地域にある)同じ水系」とすべきである。</p>	<p>水系の構造は地域ごとに様々であり、全地域で水系ごとの判断が可能と現時点では確定できないため、修正は必要ないものと考えています。</p>	1
2(2)①b	<p>都道府県が特別区域の指定や距離規制をできる何らかの法的根拠を、国が立法等により付与することが必要である。</p>	<p>現行の温泉法の規定においても、都道府県が特別区域の指定や距離規制を行うことは可能であり、特に法改正を行う必要はないと考えています。</p>	2
2(2)①b	<p>距離による規制を、既存源泉への影響が出る可能性が高いと見込まれる場合に限定するのは狭すぎる。</p>	<p>ご指摘の点は、「既存源泉への影響が出る可能性が高いと見込まれる場合」の具体的な要件をどのようにするかとの問題と考えており、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。</p>	1
2(2)①b	<p>温泉が得られなくなった場合の代替掘削について配慮すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、2(2)①bにおいて、特別な地域の指定や距離による規制を行うに当たり、「代替掘削等の一定の例外を除く」とした部分に盛り込まれているものと考えています。</p>	2
2(2)①b	<p>温泉資源枯渇のおそれを科学的に判断することにより、近隣源泉所有者からの同意書の有無のみにより掘削等の許可の可否を判断することのないうようにすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおりと考えています。</p>	1
2(2)①b	<p>近隣源泉所有者の同意書を得ることを求める手法を禁止するのであれば、より有効な温泉資源保護措置を可能としないといけない。</p>	<p>ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。</p>	1
2(2)①c	<p>掘削等の申請者が行う影響調査について、政省令で調査内容の詳細を明示すべきである。</p>	<p>ガイドラインにおいて、影響調査の内容についても明示する予定です。</p>	1

2(2)①c	「個別的許可判断のための申請の際の影響調査」について、以下のように修正すべきである。 ○影響調査の実施対象 ・温泉掘削等の申請に当たり、近隣の源泉井戸の全ての水位・水温・臭いに関する中期的・長期的な記録データを添付させることとする。 ○影響調査の内容、実施方法 ・水位・温度・臭いの中期的・長期的な推移・動向の簡易調査、地域の地質構造に関する文献調査、実地調査、全国各地の類似事例調査を行う。 申請者による影響調査の範囲については、各都道府県の判断により拡大できるようにすべきである。	ご指摘の内容は、申請者にとっての負担が重すぎると考えますが、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	文献調査等の資料は、温泉掘削工事後に、結果との相違を確認すべきである。	ガイドラインの内容は、全般にわたり、都道府県ごとの事情に応じた変更の余地を残した、標準的なものとする予定です。	1
2(2)①c	動力装置の場合の影響調査について、既存源泉所有者の協力が得られないケースが多いと考える。既存源泉所有者に調査への協力を義務付ける法改正等、何らかの対応をすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	3
2(2)①c	「揚湯量の上限」の定義について、源泉の最大(又は適正)揚湯量、動力装置で許可する揚湯量、実際に利用する際の汲上量等の中で、定義を明確にすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	自噴源泉についても、動力許可と同様に、温泉の利用量の上限が温泉審議会において審議されるような手続を設けるべきである。	自噴源泉については、自噴ゆわ出量の範囲で温泉を利用する場合、直接には温泉資源への影響をたまたざらないと考えますが、ご意見については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	複数の既存源泉がある場合、同時に影響調査を行う必要があり、その実施方法を明確にすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	影響調査を行う業者には一定の技術力が必要であり、国の登録制等の検討が必要である。	影響調査の内容は多岐にわたり、また、具体的な事例ごとに異なることから、登録制等を導入することは困難であると考えます。	1
2(2)①d	温泉のモニタリングは、入湯税を徴収している市町村が行うべきである。	市町村には、入湯税を用いて鉱泉源の保護管理を行う役割がありますが、個々の源泉のモニタリングをすべて行うものではありません。モニタリングは、自らが所有する源泉の状態を把握するために、源泉所有者が行うべきと考えます。	1
2(2)①d	モニタリングの主体を「温泉利用者」としているが、「温泉採取者」に修正すべきである。	すべてのケースについて採取者がモニタリングを行う者として妥当と判断できないため、温泉採取者も含めた総称である「温泉利用者」をモニタリングの主体としたものです。	1
2(2)①d	「水位」は、「水位(静水位及び動水位)」と修正すべきである。	ご意見のとおり、修正します。	1
2(2)①d	「温泉の採取による影響のモニタリング」について、以下のように修正すべきである。 ○モニタリングの実施 ・全ての源泉井戸に対し、水位・水温・導電率等を毎日同じ条件で記録させ、その結果を毎月都道府県に報告させる。 ○モニタリングの結果の反映 ・モニタリングの結果は、その後の掘削等の許可の判断に活用するとともに、全国的なデータベース化を図る。	ご指摘の内容は、温泉利用者にとつての負担が重すぎると考えますが、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①d	モニタリングは、水位、温度、導電率等だけでなく、資源枯渇のおそれがある場合には成分の分析も行うべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①d	モニタリングや成分の再分析を的確に行うため、温泉掘削に当たっては、源泉水を採取できるような坑口仕上げをすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1

2(2)①d	モニタリングのための計器類の設置の義務化を検討すべきである。	すべての源泉に計器類の設置を義務化するまでの必要はないと考えますが、ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①d	地域の温泉利用量を抑制するに当たり、地域の温泉利用者の調整をどのようにするか、具体的な検討が必要である。	温泉利用量の抑制措置が必要ケースはかなり少なく、また、地域ごとに温泉利用の状況も異なるため、温泉利用者間の調整といった課題は、実際に抑制措置を行う時点で検討される部分が大いと考えます。	1
2(2)①e	「公共の利用の侵害のおそれがある場合」について、事象ごとの具体的な判断基準、それに対応する適切な管理手法を明確にすべきである。	公益侵害はその態様が様々で事前に想定し難い場合もあり、完全な明確化は困難ですが、ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	2
2(2)①e	「環境への影響等の公益侵害の防止」に、「〇環境資源としての温泉が、公共の利益であることにも配慮すべきである」という一文を追加すべきである。	温泉利用の制限は、利用目的の公共性の観点からではなく、温泉資源への影響その他の公益侵害の有無という観点から行われるべきものと考えています。	1
2(2)①e	温泉の放流の排出基準は、温泉水に一般的に多く含まれる成分でないか、放流による実害があるか、安価な除去技術が確立しているかを考慮して、柔軟に定めるべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①e	温泉資源保護のみならず周辺環境保全の観点から、湯場開始後に公益侵害が発生した場合の湯湯量の制限、地盤沈下が想定される場合の掘削深度の規制を行うべきである。	湯場開始後の公益侵害や地盤沈下が発生した具体的な事例は見られず、法的な規制までは必要ないと考えますが、このような事態が発生した場合、都道府県がその改善に向け指導を行うものと考えます。	1
2(2)①e	地盤沈下防止や地下水源の保護のため、水井戸に対する環境規制に準じた構造設備基準、施設管理基準を適用するよう、ガイドラインに盛り込むべきである。	温泉利用に伴う地盤沈下や水資源への影響については、現時点では科学的知見が少なく、ガイドラインにそのような記述は必要ないと考えますが、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)②	許可条件の設定に当たっては、その違反による許可の取消が可能かを事前に検討することが必要である。	ご指摘のとおり、許可条件の設定に当たっては、条件違反の際の取消の可能性についても検討することが必要と考えます。	1
2(2)②	採取制限命令は、温泉利用者への影響が大きいため、その実効性、命令をかける要件等について、十分に検討する必要がある。	ご指摘のとおりと考えています。	1
2(2)②	「報告徴収」は「報告聴取」に修正すべきである。	「報告徴収」は温泉法に規定されている用語であり、修正しないこととします。	1
2(2)③ア	温泉資源に関し、環境省、都道府県及び市町村が集めた資料や、掘削等の許可の判断に用いた科学的資料について、データベース化して一般の利用を可能とするシステムを構築するなど、「温泉保護の研究のために必要に応じて公開すべきである」旨の記述を追加すべきである。	国、各都道府県、各市町村にまたがる資料をすべて取りまとめ公開することは困難ですが、有益な資料であるためそれぞれの主体において適切に公開されるべきと考えます。報告書の「以下のことに取り組むべきである」を「以下のことに取り組むとともに、これらにより得られた知見、データ等について、必要に応じて広く一般への提供、関係行政機関での共有を行うべきである」と修正します。	3
2(2)③ア	温泉の掘削は、温泉利用者ではなく掘削業者の先導で行われる場合もあり、掘削業者にも責任を持たせることは、温泉資源保護に役立つと考えられる。「温泉資源保護対策の基盤となる情報の整備」の実施主体の中に、その掘削業者を含めるべきである。	ご意見のとおり、修正します。	2
2(2)③ア	「国、地方公共団体、既存源泉所有者へは責任を分担して」とあるが、それぞれの実効性を明確にし、国は地方公共団体に対する財政的支援を行うべきである。	ガイドラインにおいて、その責任分担について、一定の明確化を図ることを予定していません。なお、それぞれの責任は、それぞれの費用負担により担われるべきものと考えます。	4
2(2)③ア	「温泉資源保護対策の基盤となる情報の整備」として列挙された項目は、都道府県の事業として実施することは困難である。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)③ア	「温泉利用事業者」として「温泉採取事業者、温泉供給事業者及び温泉利用事業者」と明確に記述すべきである。	「温泉利用事業者」の範囲はご指摘のとおりですが、記述の短縮化の観点等から、報告書の修正は必要ないものと考えます。	1
2(2)③イ	未利用源泉については、実態を把握するだけでなく、その後どのようなように対応するかを検討が必要である。	未利用源泉の実態を把握し、温泉資源保護の観点からの問題が明らかになれば、必要な検討を行うこととします。	1